2　論文式試験（平成27年７月11日（土）及び12日（日））

⑴　札幌市　ＴＫＰ札幌ビジネスセンター赤れんが前（札幌市中央区北４条西６－１　毎日札幌会館５階）

⑵　東京都　ＴＯＣ有明（東京都江東区有明３－５－７）

ベルサール渋谷ガーデン（東京都渋谷区南平台町16―17　住友不動産渋谷ガーデンタワー）

⑶　大阪市　マイドームおおさか（大阪市中央区本町橋２－５）

⑷　福岡市　南近代ビル（福岡市博多区博多駅南４－２―10）

3　口述試験（平成27年10月24日（土）及び25日（日））

法務省浦安総合センター（千葉県浦安市日の出２－１―16）

平成27年度外務省専門職員採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のとおり告知する。

平成27年４月１日　外務省

1．試験の名称　平成27年度外務省専門職員採用試験

2．対象官職　外交領事事務（これと直接関連する業務を含む。）の分野に係る特定の国、地域又は業務についての専門的な知識及び特定の外国語の能力を必要とする事務をその職務の主たる内容とする官職。

3．採用予定人員　約45名

4．研修語　本年度の在外における研修語は、おおむね次の外国語のうちから選ばれる。

英語、フランス語、ロシア語、中国語、朝鮮語、アラビア語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、インドネシア語、ベンガル語、シンハラ語、イタリア語、オランダ語、スウェーデン語、デンマーク語、フィンランド語、ペルシャ語、ハンガリー語、ポーランド語、クロアチア語、トルコ語。

5．給与　この試験に合格し、採用された者は「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受け、採用当初は原則として行政職俸給表㈠１級25号俸（俸給月額174,200円（平成27年４月現在））の俸給が支給されるほか、同法の定めによる諸手当が支給される。

なお、在外研修中又は在外公館に勤務する場合には、俸給等のほか「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」に基づく研修員手当又は在勤基本手当等の諸手当が支給される。

6．受験資格　次に掲げる者とする。ただし、日本の国籍を有しない者もしくは外国の国籍を有する者、又は国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

⑴　昭和60年４月２日から平成６年４月１日までに生まれた者

⑵　平成６年４月２日以降に生まれた者で、

㈠　大学を卒業した者及び平成28年３月までに大学を卒業する見込みの者、並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

㈡　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び平成28年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者、並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

7．第１次試験

⑴　試験種目

㈠　基礎能力試験（多肢選択式）

㈡　専門試験（記述式）　試験科目は次のとおりとする。

憲法、国際法、経済学

㈢　外国語試験（記述式）　試験科目は次のとおりとする。

外国語和訳、和文外国語訳

受験語は、英語・フランス語・ドイツ語・ロシア語・スペイン語・ポルトガル語・イタリア語・アラビア語・ペルシャ語・ミャンマー語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・中国語及び朝鮮語のうち、受験者のあらかじめ選択する１ヵ国語。

㈣　時事論文試験

⑵　試験の実施日　平成27年６月13日（土）及び６月14日（日）の２日間。

⑶　試験地　東京都、京都市

⑷　第１次試験合格者発表　平成27年７月16日（木）に、合格者の試験地及び受験番号を外務省ホームページに掲載し、外務省東玄関掲示板及び外務省大阪分室（大阪府庁本館３階外務省大阪分室事務所前）に掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

8．第２次試験

⑴　試験種目

㈠　外国語試験（面接）　外国語会話（第１次試験で受験した外国語）

㈡　人物試験　個別面接（２回）及びグループ討議によって行う。

（個別面接の参考とするため、性格検査を実施）

㈢　身体検査

⑵　試験の実施日　平成27年７月27日（月）から８月４日（火）まで。

⑶　試験地　東京都

9．最終合格者発表　平成27年８月28日（金）に、合格者の第２次試験受験番号を外務省ホームページに掲載し、外務省東玄関掲示板及び外務省大阪分室（大阪府庁本館３階外務省大阪分室事務所前）に掲示して発表する。

なお、第２次試験受験者全員に、合格又は不合格の旨を書面で通知する。

10．採用候補者名簿及び採用方法　最終合格者名を外務省専門職員採用候補者名簿に記載し、平成28年４月に外務事務官として外務省に採用する。

11．受験手続

⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、外務省人事課採用班（下記⑶参照）において交付する。但し、申込受付期間中（下記⑷参照）のみ外務省ホームページより印刷可能とする。

⑵　受験の申込み

㈠　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、本人の写真１枚を貼り、受験申込先に提出のこと。

㈡　申込書が受理された後は、試験地及び受験外国語の変更は認めない。

⑶　受験申込先　（郵便番号100―8919）　東京都千代田区霞が関二丁目２番１号　外務省人事課採用班

⑷　申込受付期間　平成27年４月１日（水）から４月14日（火）まで。

郵送（簡易書留）による申込みで、４月14日（火）までの日本国内又は海外発送地における通信日付印のあるものに限り受け付ける。

12．その他

⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは、上記11．⑶の外務省人事課採用班に行うこと。

⑵　受験申込書の請求、受験の申込み、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、郵便切手（長形３号の封筒を使用する場合92円）を貼った返信用封筒（日本国内のあて先及び郵便番号明記のもの）を必ず同封すること。

⑶　試験の詳細については、試験案内を参照すること。（上記11．⑶の申込先にて交付）

平成27年度外務省専門職員採用試験委員

基礎能力	四方　敬之	外務省大臣官房人事課長
	澤田　洋典	外務省大臣官房人事課調査官
	小林　弘之	外務省大臣官房人事課企画官
	柏原　　裕	外務省大臣官房人事課首席事務官
憲　　法	井上　典之	神戸大学理事・副学長
	山元　　一	慶應義塾大学教授
国際法	柳原　正治	九州大学教授
	淺田　正彦	京都大学教授
経済学	武田　　巧	明治大学教授
	岩壷健太郎	神戸大学教授
時事論文	小林　弘之	外務省大臣官房人事課企画官
	福島　　功	外務省大臣官房人事課企画官

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第１項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成27年４月１日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　学科試験を行う航空従事者技能証明等

一　定期運送用操縦士（飛行機に限る。）の資格に係る技能証明

二　准定期運送用操縦士（飛行機に限る。）の資格に係る技能証明

三　事業用操縦士（飛行機及び回転翼航空機に限る。）の資格に係る技能証明

四　計器飛行証明

五　航空英語能力証明

2　学科試験の期日及び場所　平成27年５月17日（日）東京都、大阪市